

保健センターだより Vol.11

あなたの健康守ります

生活習慣病は自覚症状が出にくく、症状が出た時はすでに手遅れということも少なくありません。健診結果はあなたの体を見つめ直す良い機会です。自覚症状だけで判断せず、健診を受けましょう。健診の結果や検査結果をもとに保健師・栄養士が相談や保健指導・家庭訪問をします。ご自分の検査の結果などで気になる点はお気軽にご相談ください。



清和保健センター 保健師



矢部保健センター 保健師・栄養士



蘇陽総合支所 保健師



山都警察署・署協議会だより

山都警察署 TEL72-0110

熊本県警のホームページ
http://www.police.pref.kumamoto.jp/
管内の犯罪・交通事故の発生状況、
県警からのお知らせ等が掲載中です。

ストッフ・サ振り込め詐欺

平成23年中の全国の振り込め詐欺（注）の被害総額はなんと約120億円。熊本県内では約2600万円の被害が発生しています。

山都警察署管内でも平成16年以降26件発生（今月末現在）しています。今後振り込め詐欺の被害が発生しないように、4月13日（金）に防犯ボランティア団体「ドロボーキラーズ隊（田辺成一隊長）」協力の下、町内の銀行と郵便局で「振り込め詐欺被害防止キャンペーン」を行いました。

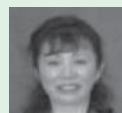
「その振り込み大丈夫？」不審な電話や葉書が届いたときは、必ず家族や警察に相談しましょう。



（注）振り込め詐欺とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺の総称を言います。

山都警察署協議会

5人のメンバーを紹介します。



下田美鈴会長



藤本賞美委員



渡辺大祐委員



糸永哲夫委員



深瀬俊一委員

警察署協議会は、警察署長が警察の業務運営に町民の皆さんの意見を反映するため、警察署長の諮問に応じ、意見を述べるための機関で、法律により各警察署に設置することが義務付けられています。

山都警察署協議会の5人の委員は、警察署の管轄区域内の幅広い意見・要望の集約が図られるように、様々な地域、分野、年齢層から熊本県公安委員会が委嘱しているものです。山都町の安全安心のために、警察活動を理解する活動、地域住民の意見を把握する活動等に取り組んでいます。

5人の委員の方に御気軽に警察業務に関する御意見・ご要望をお寄せください。

犯罪・交通事故発生状況

事件・事故	24年(1～4月末)
刑法犯	17件(12件)
人身交通事故	9件(17件)

※()内は昨年同時期の発生件数

平成23年度交通安全標語コンクール 入選作品

（山都地区交通安全協会主催）

あめのみち かさであそぶの あぶないよ（矢部小2年 山下歩夢）
だろうより かもしれないを 心がけ（潤徳小6年 北野留唯）

（学校名・学年は当時）

集落・地域の 人と農地の問題について考えませんか？

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、地域や集落が抱える「人と農地の問題」によって、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。

皆さんの話し合いにより集落や地域の中心となる経営体や生産基盤の農地を将来どのようにしていくかプランをつくり、実行していくことによって「人と農地の問題」を解決しましょう。

プランを作成すると新規就農者や、農地の集積などについての支援を受けることができます。

「人・農地プラン」の作成

「人・農地プラン」は人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

24年度から25年度にかけて、自治振興区ごとに、次のような内容について話し合い、今後の地域の在り方について、将来のプランを定めるものです。

○「人」について

- ・今後の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）はどこか
- ・後継者対策や新規就農者の受け入れについて

○「農地」について

- ・中心となる経営体にどうやって農地を集めるか
- ・地域内にある耕作放棄地の対策など

○今後の在り方について

- ・中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家・自給的農家）を含めた地域農業の在り方（生産品目、経営の複合化、6次産業化など）

「人・農地プラン」は、随時見直すことができます。

最初から、完全なプランを作成する必要はありません。必要な部分から始めて、順次拡大していくこともできます。

◎新規就農者が新たに出てきたとき

◎集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき

◎引退を決意して農地集積協力をもらおうとするとき
こんなときは、プランの見直しを行えば、メリットを受けることができます。

「人・農地プラン」にはメリットがあります。

・青年就農給付金（経営開始型）

農業を始めて間もない方に給付金を給付します。

給付額：150万円／年（最長5年間）

※農業を始めてから経営が安定するまでの方で、次の要件を全て満たす方

- ①原則 45歳未満で独立・自営就農される方
- ②就農後の所得が250万円未満の方
親元就農の方でも次の場合は給付対象となります。
・親の経営から新たに部門を独立する場合
・親元に就農してから5年以内に経営を継承する場合

※青年就農給付金（準備型）はプランに関係なく給付します。 給付額 150万円／年（最長2年間）

・農地集積協力金

農地集積の支援として、中心となる経営体に農地を提供する方に対し、要件を満たせば協力金がでます。

(1) 農地の出し手（利用権設定または農作業委託）に対する支援

①経営転換協力金・・・リタイヤする農業者や農地の相続人などが、「人・農地プラン」の中心経営体に農地を集積する場合

貸付を行う面積	交付単価
0.5ha以下	30万円／戸
0.5ha超2.0ha以下	50万円／戸
2.0ha超	70万円／戸

②分散錯圃解消協力金・・・隣接する農地の所有者などが、農地を貸し出す場合【5千円／10a】

(2) 農地の受け手に対する支援

農地利用集積円滑化事業により、面的集積して経営規模を拡大する農家【2万円／10a】

※交付対象者は、戸別所得補償制度の加入者であることなど条件があります。

・スーパーL資金の当初5年間無利子化（認定農業者）

問い合わせ先 役場 農林振興課 農政係（72-1136）